

市報



いしおか

発行者：市長鬼沢賢造 編集：企画室広報係
発行所：石岡市役所 印刷：高橋印刷KK

市の人口（6月1日現在）

前月比

世帯数	11,651	世帯	44	世帯増
人口男	21,440	人	34	人増
女	22,408	人	50	人増
計	43,848	人	84	人増

近代的都市づくりを

目指した土地区画整理事業

“彦市山区画整理,,

完成!!



彦市山土地区画整理事業は、昭和47年2月地元説明会を実施し、土地所有者の方々のご賛同をえて、昭和48年5月設計が認可となり同年事業に着手しました。

この事業は、本市における総合的近代都市づくり計画の一環として実施された、第一号の組合施行による土地区画整理事業です。

なお、この事業もほぼ完成しましたので、引き続き八軒向地区の事業を推進するほか、駅東地区の区画整理を進めるための諸準備を進めております。

彦市山土地区画整理事業による土地利用状況

総面積	188,616m ²
総事業費	約7億円
道路・公園等公共用地	41,616m ²
宅地	147,000m ²

—243—

6

1975

石岡市民憲章

1. しごとに誇りをもち、栄えるまちをつくります。
1. きまりを守り、住みよいまちをつくります。
1. からだをきたえ、明るいまちをつくります。
1. 教養をたかめ、文化のまちをつくります。
1. たがいに助けあい、楽しいまちをつくります。



改選後初の 臨時市議会

市議会第二回臨時議会

正副議長及び各常任委員

会の委員長など

決まる

昭和五十年市議会第二回臨時議会が五月十六日、市議場で開かれた。この日の議会は、改選後初の議会で正副議長と各常任委員会の委員長など議会の構成がきまつたほか、監査委員選任同意など二議案

が上程され、慎重な審議の結果、各議案とも原案どおり可決された。可決された議案の主な内容は次のとおりです。

議長に

前島雅光氏

副議長に

中村清次郎氏

監査委員に

青木義一郎氏

議会議員選出の監査委員に青木義一郎氏が議会の同意を得て選任されました。

また、常任委員会の委員長・副委員長・委員と議会議員による各種組合議員の選出も行なわれました。

選出された、各常任委員会委員及び各種組合議員は次の方々になりました。

常任委員会

●総務委員会

委員長 上野 善夫氏
副委員長 平塚 豊氏
委員 小松 利雄氏
小池 清氏
小池 幸三氏
三城 教文氏
福田 才二氏
木村 好夫氏

●文教厚生委員会

委員長 関沢元次郎氏
副委員長 島田 保氏
委員 原田 亨一氏
萩原 福一氏
大山 安一氏
鈴木 忠三氏
高野 薫氏

●産業経済委員会

委員長 色川 満義氏
副委員長 小松崎 正氏
委員 中村清次郎氏
内田金次郎氏
塚原 治雄氏
村山 東一氏
羽成 邦輔氏

●建設委員会

委員長 川島 操氏
副委員長 豊嶋喜世金氏
委員 金井 一夫氏
青木義一郎氏
前島 雅光氏
川又 正元氏
清水 定吉氏
前野 栄氏

●議会運営委員会

委員 高野 薫氏
上野 善夫氏
川又 正元氏
島田 保氏
小池 清氏
小松崎 正氏
青木義一郎氏
小松 利雄氏
色川 満義氏

各種組合議員

●湖北水道企業団議会議員

議員 清水 定吉氏
塚原 治雄氏
大山 安一氏
島田 保氏
平塚 豊氏
鈴木 幸三氏

●湖北環境衛生組合議会議員

議員 原田 亨一氏
関沢元次郎氏
豊嶋喜世金氏
青木義一郎氏
上野 善夫氏
金井 一夫氏
三城 教文氏

●霞ヶ浦病舎組合議会議員

議員 色川 満義氏
内田金次郎氏

議員 福田 才二氏

川又 正元氏

●石岡地区農業近代化
施設整備組合議会議員

議員 小松 利雄氏

前野 榮氏

平塚 豊氏

木村 好夫氏

●土浦石岡地方社会
教育センター一部

事務組合議会議員

議員 関沢元次郎氏

前野 榮氏

鈴木 忠三氏

●石岡・小川・玉里こみ
共同処理組合議会議員

議員 萩原 福一氏

小松崎 正氏

小松 利雄氏

川島 操氏

●石岡地方農業共済
事務組合議会議員

議員 羽成 邦輔氏

小松崎 正氏

村山 東一氏

なお、その他の議案は、市長が専決処分したものである。議会の承認を求めたもので、主な内容は次のとおりです。

市税条例の一部を改正

地方税法の一部を改正する法律

が昭和五十年四月一日から施行されましたので、市税条例の一部を次のように改正しました。

一、市民税

障害者、未成年者、老年者及び寡婦についての非課税の範囲を年所得六十万円（現行五十万円）に引き上げたこと。

二、軽自動車税

月割課税対象の車種を四輪以上の軽自動車農耕作業用自動車以外の小型特殊自動車及び二輪の小型特殊自動車のみとしたこと。

昭和四十九年度

一般会計補正予算

(第八号)

こんど追加された一般会計の補正予算額は、歳入歳出それぞれ三百九十五万七千円で、昭和四十九年度一般会計の歳入歳出予算総額は、三十六億七千四百一十一万一千円となりました。

この補正の内容は、歳入で市税（市民税）七十五万六千円、県支出金三百二十万一千円などとなり、歳出で、民生費（医療福祉費の老人医療費）として三百九十五万七千円が計上されました。

昭和五十年年度

一般会計補正予算

(第一号)

今回、追加された一般会計の補

お答え
します。

問 市内大谷津地区に大規模な開発が計画されていると聞きまし

たが、それはどのような計画でいつごろから始まるのでしょうか。

答 おたずねの大規模な宅地開発事業は、現在日本住宅公団が進めている石岡南台地区開発事業です。

この事業は、日本住宅公団が土地区画整理法に基づいて、今年度中に計画を決定し、昭和五十二年頃から造成事業に着手、昭和五十七年に完成させるというものです。

開発位置は、国鉄常磐線と関東鉄道鉾田線にはさまれた大谷津集落を包むような形で、大谷津のほか、兵崎・新池台・東田中の一部を含む七三ヘクタール

正予算額は、三百六十二万四千円で、昭和五十年年度一般会計の歳入歳出予算総額は、三十七億五千三百六十二万四千円となりました。

この補正の内容は、歳入で県支出金三百六十二万四千円となり、歳出が総務費選挙費委託金（参議院議員補欠選挙）として三百六十二万四千円を計上しました。

に及ぶ大きなものです。

この事業が完成しますと、中高層のテラスハウス・庭付の宅地分譲と合せて、二千三百世帯八千九百人の人々が住むことができる石岡市にとっては、初のニュータウンになると思われます。

この事業の設計にあたっては市としても、事業主体である日

市長との
対話室

の柏原工業団地整備が日本住宅公団の手によってなされ、すでに二十社が操業に入っており、今後、その操業の度が徐々に高まってきます。当然ながら近い将来急激に住宅地の不足を生ずることが予想されます。

このような、急激な人口流入に併せて、計画的なニュータウンを開発することは、期的にもタイミングが良いと考えております。

市では、従来の無秩序なスプロール現象による、生活環境の悪化を除去にとりのぞくため、今後、各所に区画整理を推進し計画的な都市づくりを進めていく方針です。

市民のみなさんのご協力を心から望んでおります。

＊市民のみなさんから
のご意見・ご質問を
お待ちしております。

■あて先

石岡市大字石岡三一六五ノ二
石岡市役所企画室広報係へ





印鑑登録と証明の方法が変わります。

7月1日から実施!

新しく

印鑑の登録をしますと印鑑登録証(手帳)が交付されます。

この手帳は、印鑑登録証明書の交付申請をするとき、必ず必要となりますので、大切に保管しておいてください。

◎印鑑登録

印鑑による事故を防止するため登録については、いままでより厳格になります。

登録事務は、市役所一階市民課の窓口(一番窓口)においてください。

※なお、くわしいことは、市民課市民係へおたずねください。

☎(3)1111内線(216番・217番・218番)へ

印鑑の登録申請をしますと、その申請が本人の意志によるものかどうか、確認のために往復ハガキで照会し、本人からの回答があつてはじめて登録されることとなります。

ただし、官公署発行の免許証・許可証・身分証明書・外国人登録証明書など本人の写真が貼付したものを提示した場合、または、本市に印鑑登録してある者が保証人となり、その登録印鑑を押印した保証があるときは確認のための照会とはぶき、すぐに登録ができます。

◎印影方式による

印鑑登録証明書の交付

新しい印鑑登録証明書は、登録されている印鑑を電子コピーで複写し、コピーされた印影を印鑑登録証明書として交付することになります。

この証明書交付の方法を印影方式(証明書に登録印鑑を押印しないので)といいます。

◎印鑑の継続登録の手続

いままでに印鑑登録をされた方は、七月一日から来年一月末日までに継続登録の手続をしていただくこととなります。

この手続をされない場合、来年の二月一日からは、これまでの登録は無効となりますので、早めに継続登録の手続をしてください。

申 請	こ ん な と き		持ってくるもの		交付されるもの	備 考
	手続に来る人	内 容	印 鑑	本人であることが確認できるもの		
継続登録	本 人	現在登録してある印鑑を、そのまま引き続き登録するとき。	登録してある印鑑	◇運転免許証	印鑑登録証 その場でお渡しします。 登録書には、一人一人の番号がついています。ただし、本人であることが確認できるものを持っていない人および代理人が登録申請に来たときは本人の登録意志を確認したあとお渡しします。	印鑑の登録申請は本人が直接するのが原則です。 代理人の場合又は本人であることが確認できない場合は、本人の登録意志を確認するため照会文書により回答を求めます。 回答書は本人が市役所に持って来てください。 代理人が持つて来るときは、委任の旨を証する書面が必要です。
新規登録		登録してある印鑑を亡失したとき。	登録する印鑑	◇官公署発行の写真付許可証又は、身分証明書		
		印鑑を作りかえて登録するとき。		◇外国人登録証明書		
		新に印鑑の登録をするとき		◇本市に印鑑登録をしている者の保証書		
	代理人	本人の場合と同じ	本人の場合と同じ	委任の旨を証する書面が必要です。		
印鑑登録証明	本 人	印鑑登録証明書が、必要なとき。	認 印	本人の印鑑登録証	印鑑登録証明書	
	代理人		認 印			
印鑑登録証の亡失等	本 人	印鑑登録証を亡失・き損・汚損したとき。	登録している印鑑	新規登録と同じあつかい。 (印鑑登録証をき損・汚損したときは、これを添えて下さい。)		

肢体不自由児の

方々のためにと……

三十一万円余を

善意銀行へ預託!

善意



石岡市医師会々長川並輝氏より預託金を受け取る
石岡市社会福祉協議会副会長 三城教文氏

さる、四月十九日石岡市民会館大ホールにおいて、石岡市医師会主催によるチャリティショー「映画ねむの木」が催されましたが、この時の入場券売上金二十一万九千五百円と、当日会場内に設けたチャリティボックス（募金箱）（募金額七万一千四百五十三円）（当日の祝金等も含む）の合計三十一万九百五十三円を「肢体不自由児のために役立ててほしい」と石岡市医師会（会長川並輝氏）より、石岡市社会福祉協議会の善意

銀行へ預託されました。みなさまのあたたかいご協力ありがとうございました。今後ともよろしく願っています。



施設めぐり

市民文化の殿堂

(一)

石岡市民会館

市民会館は、市民文化の発展と市民生活の向上のために建設されたものです。

この建物を市民のみならずの文化センターとして、広くご利用いただくために、利用方法などについてご案内いたします。

※市民会館は、利用者のみならずの自主的な運営で、自由にご利用いただけるようにしております。

〈ご案内〉

ご利用いただくときは、使用申し込み（使用日の六ヶ月前から七日前まで受付）をしていただくわけですが、この時、利用者の方と市民会館の利用方法について、打ち合わせをしていただきます。又、使用料についても、この時に、お支払いいただきます。

特に、結婚式やホールを利用した催し物の場合は、出し物に合った設備や配置などが必要となつてきますので、会館職員と十分な打ち合わせをしていただき、催し

使用料一覧

- 1回とは、午前・午後・夜間のうちいずれか一つの時間帯をいい、全日の場合は3回となります。
- 拡声装置・マイク・特別のライトなどは、別途料金となります。
- 夜間貸し出しは、火曜日と木曜日のみ、その他水・金・土・日曜日は午後5時まで。

ホール使用料（定員 980名）

会議室等使用料

区 分		（午前） 9:00 12:30		（午後） 13:00 17:30		（夜間） 18:00 21:30		全 日	
		円		円		円		円	
入場料を徴収しない場合	平日	7,000		10,000		14,000		28,000	
	土日祝日	10,000		15,000		21,000		42,000	
入場料を徴収する場合	平日	13,000		19,000		26,000		52,000	
	土日祝日	19,000		29,000		39,000		78,000	

管 理 棟			オーディトリウム棟		
室 名	定員	1回当りの使用料	室 名	定員	1回当りの使用料
第1会議室	40	400	第1化粧室	10	150
厨 房		200	第2化粧室	5	100
結 婚 式 場	35	500	控 室	5	100
着付化粧室	10	150	映写技師控室		100
控 室	20	200	予 備 室		100
第2会議室	25	300	ホワイエ		700
第3会議室（和室）	60	400	二階ホール		500
第4会議室	60	600	オーケストラピット		1,000
エントランスホール		400	浴 室		300

物を円滑に進めて、楽しくご利用いただきたいと思います。

- 一、開館時間
午前九時から
午後九時半まで
- 二、休館日
毎週月曜日と
十二月二十九日から
一月三日までの六日間
- 三、使用期間
同一の使用については、五日間を越えることはできません。

6月18日から

老人医療費受給

(書き換え)
新規申請) のお知らせ

該当者の方々には
個人通知をします。

老人医療費(ねたきり老人を含む)④・⑤受給該当者として昭和五十年六月までに受給者証の交付を受けている方は、更新(書き換え)の申請をしてください。

又、昭和五十年七月一日以降昭和五十一年六月三十日までの間に満七十才になられる方については新規交付申請の届出をしていただくこととなります。

なお、ねたきり老人など満六十五才以上七十才未満の方で、障害年金受給権者及び年金法に定める一・二級に該当する方、又は、身体障害者手帳一・二級の交付を受けている方なども、更新申請をしてください。

このほか、満六十四才の方で、右記の障害程度に該当している方は、新規交付申請の届出をしてください。

受給該当者の方々は、それぞれ

れ通知をいたしますので指定された日時に、次のものを持参の上、指定された場所においてください。

●申請書の提出及び

受給者証の交付に必要なもの

▽現在受給者証の

交付を受けている方

○使用中の受給者証

○保険証

○印鑑

▽新規に申請する方

○保険証

○印鑑

▽ねたきり老人などの方々

○使用中の受給者証

○保険証

○印鑑

○障害の程度を証明する書類

(障害年金証書、

身体障害者手帳等)

●申請書の提出及び

受給者証の交付日程

日時・場所等については、個人

通知をいたします。

なお、八ページの「市民カレンダー」欄に、日程表を掲載しておりますのでご覧ください。

今年、申請者の提出と受給者証の交付を同じに行ないます。

※ 指定された日時に申請手続が

できなかった場合は、六月二十

六日から三十日まで(土曜の午

後及び日曜日を除く)の期間に

必ず申請手続をしてください。

▽申請及び交付の場所

石岡市役所市民福祉部

国保医療課医療係

(八番窓口)

料理
コーナー
子どもの
おやつ

ブラマンジェ

★材料(六人分)

コンスターチ

砂糖 大さじ六パイ

牛乳 八十g

パンラエッセンス (一カップ二百cc)

シロップ 小々

(同量の砂糖と水を

煮立てたもの)適量

★作り方

① 鍋にコンスターチと砂糖

を入れ、牛乳を少しずつ加えてダマのないよう溶かします。

② 中火にかけ、底の方をよくかき混ぜながら、沸騰するまでそのまま煮ます。

③ 沸騰したら火をやや弱め、手早く混ぜながら二分ぐらい練ります。

④ この練り方が足りないと固まりぐあいが悪く、口あたりもよくないので焦がさないように注意しながらよく練りましょう。

⑤ クリーム状に煮上がると、パンラエッセンスを一・二滴加え熱いうちに水でぬらした型に流して冷やし、固めます。

⑥ 二・三時間すると固まるのでぬらした皿にあげシロップをかけていただきます。

納税課



六月

市・県民税

国民健康保険税

国民年金

七月

固定資産税

都市計画税

健康★

食中毒は

あなたのチヨットした

心掛けで防げます



今年の入梅は、六月上旬ごろからと予報されています。

この時期になると、食中毒がどうしても多く発生しますが、あなたのチヨットした心掛けて防ぐことができます。

今回は、冷蔵庫の正しい使い方を掲載します。

食品を冷却保存するために、冷蔵庫が用いられますが、夏になると、どうしても扉を開く回数が多くなったり、詰めすぎたりすることが多くなるため、庫内の温度が十度以下にならないことがあるので十分注意する必要があります。

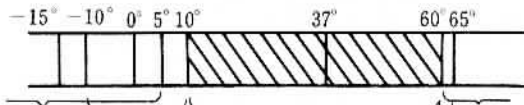
※庫内の温度は

常に五度以下にして

おきましょう。

●温度と細菌の発育関係

一般に細菌の発育に、最も適した温度は三十七度前後です。が、十度から六十度までは、細菌は増殖します。



ある種の細菌は発育する

あらゆる細菌は活発に繁殖する

ほとんどの細菌は死ぬ (芽胞は死なない)

- このようなときには……
- 一、冷却して保存する食品のときは、五度以下にする。
 - 二、加熱して保存する食品のときは、六十五度以上にする。

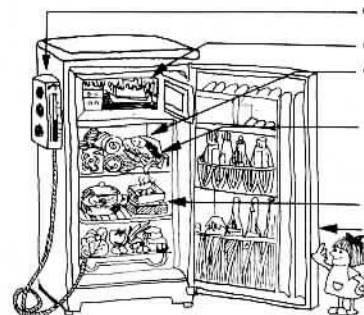
したがって、食品を保存するときには、この温度をさけることが大切です。

元真地 小野瀬 さ 昇 若松 小野瀬 さ 昇 香丸 江橋 俊政 内 国分 家田 太兵衛 星の宮 郡司 喜内

72 57 43 65 74

泉 角田 たけ子 44 須藤 橋三 65 山王台 小柳 ヨシ 84 金丸 田中 秀子 41 守横 寺門 欣子 48 富田 鬼沢 鶴松 75 具地 関 徳次郎 77 自由ヶ丘 朝香 75 東 飛田 マサ子 40

行里川 石上 亀太郎 86 半ノ木 田崎 光江 27 鹿ノ子 小田 亀吉 84 東田中 菊地 永雄 79 東大橋 川並 ちよ 78 三村 尾花 はな 73 井関 大橋 やす 81 小松崎 藤一 82 小松崎 昌 74



- かくそく温度計をつける (または温度計)
- つとめて霜取りを行う
- 食品と壁・食品と食品の間にはスエマをつくり空気流通をよくする
- 野菜・肉・魚等はプラスチックフィルムで包み、壁に密着することを防止する
- 暑いものは冷やしてから入れる
- 扉の開閉はできるだけ少なくし長くあけておかない

梅雨時に多い

赤ちゃんの皮ふ病……

春から梅雨どきにかけて、接触皮ふ炎といわれる皮ふ病にかかる人が多くなります。

その犯人は、ナイロン製ストッキングやおろしたての肌着などが原因で、皮ふが赤くなり水ぶくれの症状でわかります。

特に、赤ちゃんにも起こりやすい皮ふ病があります。おむつかぶれがそれで(カンジタ菌によるもの)で酸性保護膜が正常ならば、この膜が細菌を殺す作用する。荒れ肌になっているときなどは抵抗力が弱くなっているので十分注意をする必要があります。

このほかに、小児に起こりやすい皮ふ病にアトピー性皮ふ炎(アレルギー体質)があります。これは、小児ぜんそくと同じで十才ぐらいまでに治るのが普通です。この皮ふ炎は、親の体質が遺伝することが多いようです。

春から梅雨どきにかけて、接触皮ふ炎といわれる皮ふ病にかかる人が多くなります。

赤ちゃんの寝床が暖かくなり、汗をかくことが多くなりますのでおむつや肌着・シャツなどを早めにとりかえるよう心掛けてください。 ※おかあさんの

チヨットした心づかいで防げます。

一、化学洗剤にかぶれる場合は、洗剤の使用をさけて、洗濯石けんを利用しましょう。

二、新しい肌着は、二―三回水洗いしてから着せましょう。

三、赤ちゃんは汗をかきやすいので入浴させ、天気の良い日は日光浴をさせましょう。

四、化学繊維をなるべくさけて、木綿の肌着を着せることをおすすめします。

五、この季節は、胃腸が弱り下痢をしやすくなっていますので、冷たいものをむやみに飲ませないようにしましょう。

市民カレンダー

6 月

(6月15～7月14日)

●し尿汲取り日が六月一日から一部変わりました。

若松町一五部
六軒全十七部
城部毎月十六日
毎月二十一日
毎月二十六日
毎月三十一日

日曜日	行事・相談など	予防接種・検診など
⑮ 日	清掃の日・歩行者天国	
16 月	母子健康相談(市役所)午前10時～12時	
17 火		市内水田 (スミチオン) <農薬空中散布> 午前4時～10時
18 水		義肢、車いす、補装具などの交付
19 木	母子保健教室(保健所)午前10～12時	
20 金	困りごと相談(市民会館)午前10時～午後4時 「無料巡回交通事故相談」	6/23 羽成子公民館 午前9時半～10時半 森田商店前 " 11時～12時
21 土		仲丸公民館 午後1時～2時 関川公民館 " 2時半～3時半
⑳ 日		八木集会場 午前9時半～10時半 鈴木彬夫様宅 " 11時～12時
23 月	母子健康相談(市役所)午前10時～12時	6/24 三村公民館 午後1時～3時半
24 火		鈴木重幸様宅 午前9時半～10時半 海東和夫様宅 " 11時～12時
25 水		6/25 水内公民館 午後1時～2時 星野友一郎様宅 " 2時半～3時半
26 木	母子保健教室(保健所)午前10時～12時	豊崎友好様宅 午前9時半～10時半 高浜神社前 " 11時～12時
27 金		6/26 石岡台地土地改良区事務所 午後1時～2時 営農研修センター 午後2時半～3時半
28 土		6/27 小井戸公民館 午前10時～12時 東大橋公民館 午後1時～3時
㉑ 日		6/30 六軒センター前 午前9時半～12時 石岡商業高校前 午後1時～3時
30 月	母子健康相談(市役所)午前10時～12時	結核健康診断

児童手当現況届 (福祉事務所)

老人医療費受給者証
(書き換え申請などを受付中)
(該当者の方には個人通知)

結核健康診断

(正上内根当)
(基石沢外)

結核健康診断

7 月

1 火	市長相談日(市役所)午後1時～3時 市長と語ろう会(市役所)午後3時～5時	(谷向・鹿ノ子) 染谷地
2 水		(山王台・兵崎) 守木・茨木外
3 木	手づくり講座(市役所)午前9時～12時	(山王台・東之辻) 出し山・泉町
4 金	困りごと相談(市民会館)午前10時～3時	(国分・北の谷) 旧市役所跡
5 土		(内線)三五番
⑥ 日		(香丸・金丸) 若松外
7 月	母子健康相談(市役所)午前10時～12時	(行里川) 荒金外
8 火		
9 水		
10 木	水墨画講座(市役所)午後1時半～4時	
11 金		
12 土	名曲に親しむ会(市立図書館)午後2時～	
⑬ 日	市民プールオープン・歩け歩け運動(市民会館午前8時集合) バドミントン実技指導講習会(石岡一高)午前10時～3時	
14 月	税務相談(市役所)午前10時～3時 母子健康相談(市役所)午前10時～12時	

乳幼児検診
三村・関川 受付時間 午後1時半～2時半
高浜 場所 市民会館
石岡地区 該当者 昭和49年5月1日
～昭和50年3月31日生

(なお7月15・16日にも実施します)